
工事一時中止ガイドライン

中日本高速道路株式会社

平成23年 4月



目次

NEXCO

1. ガイドライン策定の背景
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の通知
6. 基本計画書の作成
7. 工期又は請負代金額の変更
 - ・請負代金額の変更
 - ・工期の変更
8. 増加費用の考え方
 - (1) 契約後準備工着手前に中止した場合
 - (2) 準備工期間に中止した場合
 - (3) 本体工事施工中に中止した場合
9. 参考資料
10. 様式集

1. ガイドライン策定の背景

NEXCO

■ 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

■ 工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においても止むを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

■ 現状における課題

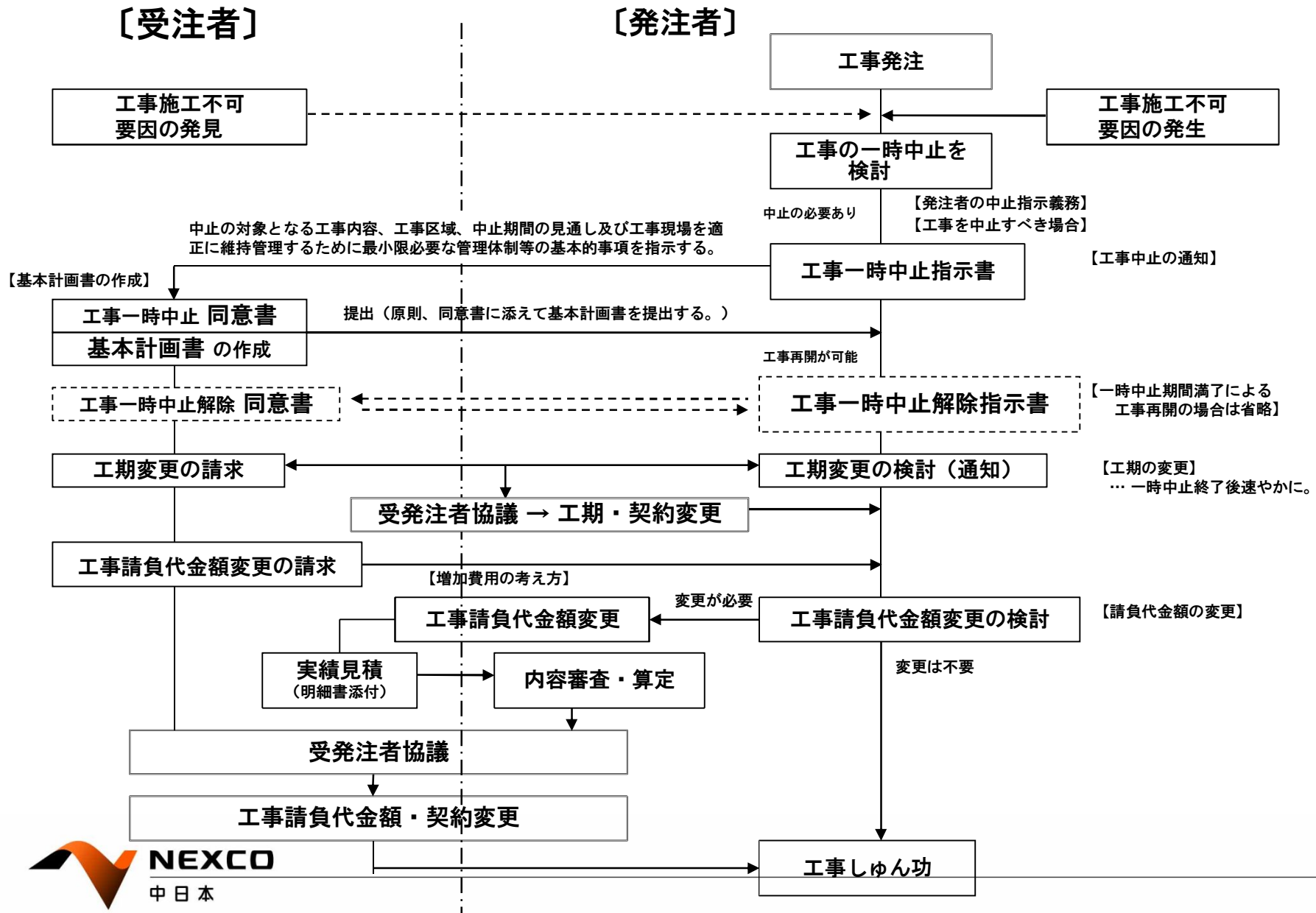
- 各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一部の工事において一時中止の判断が難しく、結果として一時中止の指示をしておく方が的確であったというケースも見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった意見が出ているところである。

■ ガイドラインの策定

これからの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、共通認識のもとに適正な対応を行うために本ガイドラインを策定したものである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

NEXCO

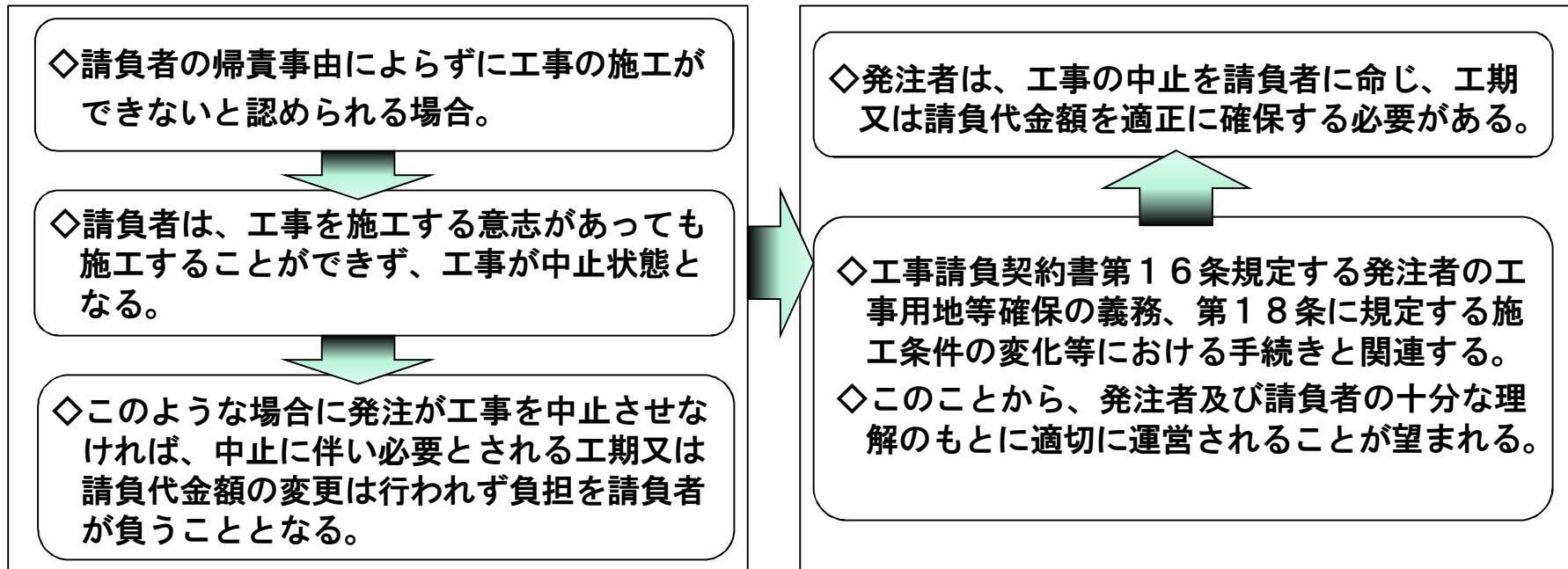


3. 発注者の中止指示義務

NEXCO

■受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。【関係法令：契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全体一時中止又は一部一時中止とも同様の考えとする。



注1) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している（以下、「全体一時中止」）期間は、原則として専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

※ 大幅な工期延期とは、工事請負契約書（乙の解除権）第48条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

NEXCO

■受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため請負者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負者の責に帰すことができないものにより工事目的等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため請負者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：契約書第20条】

■上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

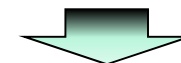
①工事用地等の確保ができないため工事を施工できない場合



○発注者の義務である工事用地等の確保が行われな
いため（工事請負契約書第16条）施工できない
場合

○設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の
不備が発見されたため（工事請負契約書第18
条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



○「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の
発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含ま
れる。

○「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理
的な変動だけでなく、妨害活動を行う者によ
る工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれ
る。

5. 中止の指示・通知

NEXCO

■発注者は工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を請負者に通知しなければならない。

⇒「工事一時中止指示書」による。

【関係法令：契約書第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常「工事一時中止指示書」により通知する時点では中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、工事一時中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇そして発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

※ただし、一時中止期間満了による工事再開の場合は省略。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

NEXCO

■工事の一時中止を書面により通知した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の保全・安全に関する基本計画書を発注者に提出するものとする。

【土木工事共通仕様書第1章1-36-3】

※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の保全・安全のための維持管理は必要であることから、受注者は工事一時中止指示を受けた場合、工事一時中止同意書とともに、基本計画書を作成し発注者へ提出することとする。

記載内容

◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入済みの材料及び建設機械器具等の確認に関すること

◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項

→職員の体制・労働者数（必要な場合のみ）、現場点検の実施方法、天災等緊急時の対応、中止期間中の実施作業、中止期間中に現場存知が必要な建設機械器具・施設、及び中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設・その目的等

管理責任

◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

7. 工期又は請負代金額の変更

NEXCO

■工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、
工期又請負代金額はが変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、
工期及び請負代金額の変更を行う。

請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない請負者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- ・工事用地等を確保しなかった場合
- ・天災の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする。

工期の変更

◇工事一時中止期間満了（若しくは解除）後、速やかに受発注者で協議し、工期変更の契約手続きを行うものとする。

◇工期の変更期間は、原則として、工事一時中止した期間が妥当である。

◇工事一時中止が原因となる工期延長期間を明確にして、工期変更契約する必要がある。つまり、追加工事等他の要因による工期延長期間と混同しないで工期変更契約することが肝要である。

◇止むを得ず、追加工事等他の要因による工期延長期間も含んで工期変更契約する場合には、その内訳を明確にしておく必要がある。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

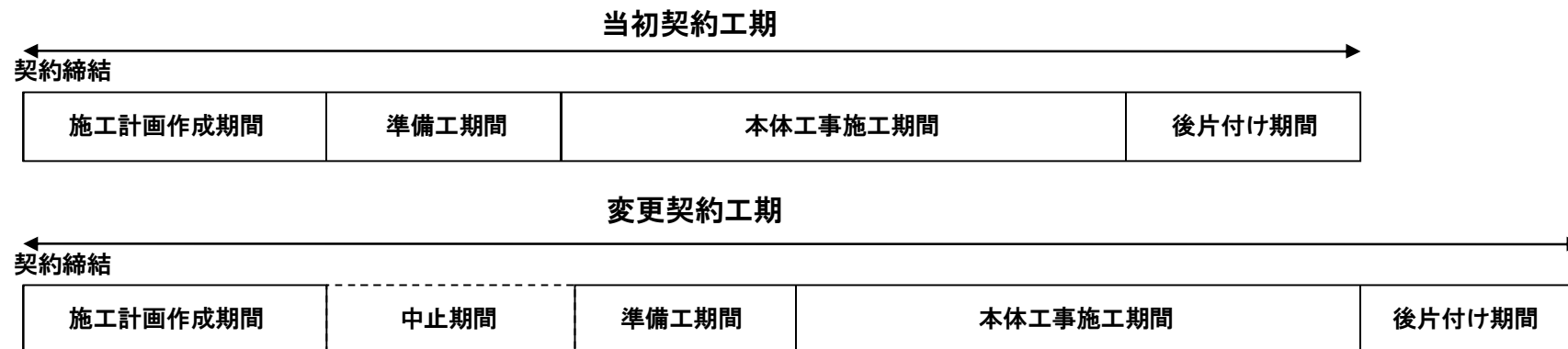
◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

8. 増加費用の考え方

NEXCO

(1) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- ・工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・このことから、受注者は必要に応じて「工事現場の保全・安全に関する基本的事項」を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

◇増加費用

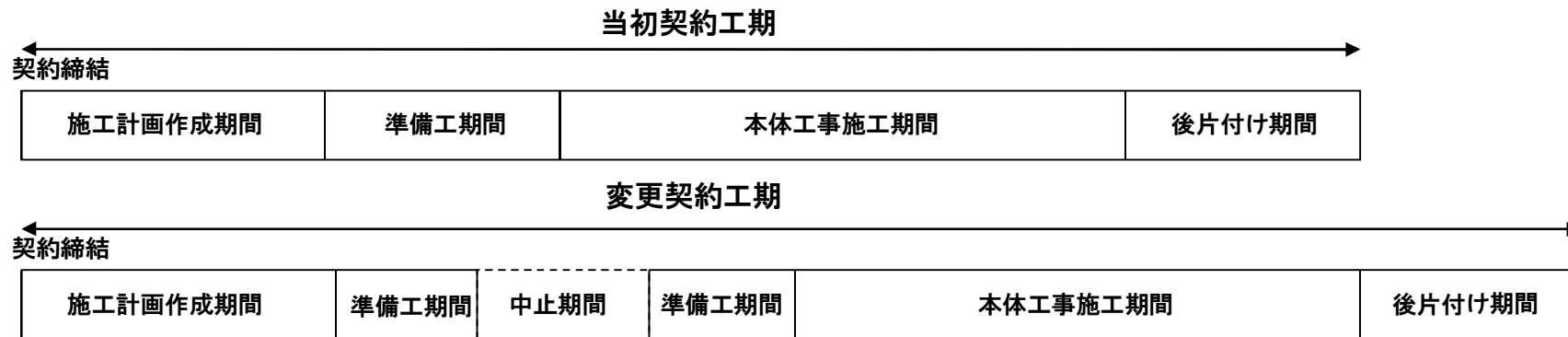
- ・原則として、一時中止に伴う増加費用は計上しない。

8. 増加費用の考え方



(2) 準備工期間に中止した場合

- ◇準備工期間とは契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◇発注者は上記の期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は工事の一時中止を請負者に通知する。



◇基本計画書の作成

- ・受注者は「工事現場の保全・安全に関する基本的事項」を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

◇増加費用

- ・増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ・増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所等の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定される。
- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用のうち、見積額（明細書〔注2〕を添付したもの。以下「見積額」）に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

〔注2〕：明細書とは、支払伝票・給与基準書・実施写真・図面等の見積額の根拠をいう。

8. 増加費用の考え方

NEXCO

(3) 本体工事施工中に中止した場合

※本体工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

■増加費用の範囲

- ◇増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(一部一時中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◇増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小又は再開に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し、又は工事の続行に備えて建設機械器具、労働者又は技術職員を保持する等のために必要とされる費用
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負者の本支店における費用

工事体制の縮小又は再開に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった建設機械器具、労働者又は技術職員の配置転換等に要する費用
- ◇工事一時中止解除指示後(若しくは工事一時中止満了時点で)、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される建設機械器具、労働者又は技術職員の転入に要する費用等

8. 増加費用の考え方



■受注者が増加費用を算定する上での留意点

◇対象費目

- ・受発注者間での協議の対象となるの増加費用の費目と内容は、表－1.1～1.4に示すとおりとする。

◇増加費用の協議対象工事

- ・共通仮設費及び現場管理費については、施工途上にある工事の主要部分を中止し、工事の一時中止の期間（工事の一時中止が継続的に行われた場合にあっては、工事の一時中止の期間の合計とする。）が1ヵ月以上となったため、工期を1ヶ月以上延長した工事に限る。

◇協議上の留意点

- ・受注者が提出した基本計画書に従って一時中止を実施した結果、必要となった増加費用の見積額（明細書^[注2]を添付したもの）に基づき、費用の必要性・数量等を協議するものとする。

[注2]：明細書とは、支払伝票・給与基準書・実施写真・図面等の見積額の根拠をいう。

◇増加費用の積算上の考え方

- ・増加費用のうち共通仮設費及び現場管理費は、間接工事費の対象とせず、一般管理費等の対象とする。
 - ・材料費、労務費、仮設物等損料については、間接工事費及び一般管理費等の対象とする。
- 通常、これは工事変更指示書に基づく新単価で支払われることを基本とする。

8. 増加費用の考え方



■増加費用の費目と内容

増加費用の協議の対象なる費目及びその内容は次のとおりとする。

- ◇ 協議の中心となるのは、「イ 営繕費」及び「リ 従業員給料手当」である。
- ◇ 協議の対象となるのは、次表のうち基本計画書に記載された内容、あるいは、発注者が特に指示したものになる。

表－１・１

一 共通仮設費

イ 営繕費	中止期間中に要する以下の項目の費用 ・営繕施設の借上費、損料額、補修費、光熱水電力費、及び借地料 ---ただし、中止以前に現場に設置済みの営繕施設に限る ・労働者輸送に要する費用 労働者を他工事現場に転用するため、または他工事現場へ一括通勤させるために 余分に要する輸送費(車両借上料・燃料代、電車賃等)
ロ 機械経費・運搬費 (遊休機械補償費)	・中止期間中に工事現場を維持するために存置することが必要な主要機械器具、 現場プラント等の供用日当り機械器具損料。 ・他の機械器具については、基地への搬出及び現場への再搬入に要する費用。 ---ただし、現場に存置する方が合理的(安全かつ経済的)な場合は、その存置費用 ・工事現場を維持するために必要な機械等の中止期間中の運転費用 ・工事が一時中止されたことにより発生する大型機械類、材料、仮設物等の現場内運搬 ・中止時点で現場設置済みで、中止期間中に施設・機械を稼働(維持)させるために 必要な光熱水電力等に要する基本料及び使用料 [なお、上記各項目については、これらに必要な組立費・解体費も含む]

8. 増加費用の考え方

NEXCO

表－1. 2

一 共通仮設費

ハ 準備費	<u>原則、計上しない。</u> ただし、当初の通常積算から明らかに超越する場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。 →現場常駐の従業員、労働者による通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備・測量等で監督員の指示、又は受発注者協議で認めたものに係る準備費用。
ニ 事業損失防止施設費	・中止期間中にも継続して必要な事業損失防止のための費用
ホ 安全費	・中止期間中に工事現場の警備、巡回、点検等現場内の保安に要する費用 ・安全設備の中止期間に係る損料額及び補修費 ---ただし、中止以前に現場に設置済みの安全設備に限る。
ヘ 役務費 (借地補償費)	・中止期間中に必要と認められる付替道水路のための借地料 ・プラント敷地、材料置場等の敷地の借地料（期間要素を設定して計上するものに限る） ・発注者が直接支払い対象としていない物件等の補償費 ・上項イで示す営繕費の対象外の借地料
ト 技術管理費	<u>原則、計上しない。</u> ただし、現場搬入済みの調査試験用機器、技術者等で以下に両条件に該当する場合に限り、仮設費に準じて計上することができる。 →中止期間中に調査等を実施する必要がある場合 →当初積算において期間要素を設定して計上している場合

8. 増加費用の考え方

NEXCO

表－1.3

二 現場管理費

リ 従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持のために要する元請社員等従業員給料手当等に要する以下の項目の費用 ・契約上現場に常駐することが必要な元請会社の従業員に支給する給料手当の費用 ・中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場を中止体制に縮小するまでの間に、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 ・工事現場を中止体制から再開する体制に移行するまでの間に、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 [工事工程上等の理由で、現場に常駐する必要がないものについては、この限りでない]
ヌ 労務管理費 (労働者休業補償費等)	労務者は他への転用が可能なため、原則、計上しない。 ただし、他への転用が出来ない妥当な理由がある場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。 →専従的労働者の解雇・休業手当
ル 福利厚生費	中止期間中に要する現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費(ただし、このうち中止期間の費用として明確に証明することができるものに限る。)

8. 増加費用の考え方

NEXCO

表－1. 4

三 材料費 （桁等の保管費）

工事を中止したために発生する以下の項目の費用

・材料の保管費

→現場搬入済みの材料を、監督員が倉庫等へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

・材料費の損料

→材料等の中止期間に係る損料額及び補償費

四 労務費

原則、計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において、中止期間中に必要な作業員を確保しておく特別な事情がある場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。

→受発注者協議により工事現場に特殊技能労働者を常駐させた場合のその費用

→特殊技能労働者が工事現場の保安等のため職種外の普通作業に従事した場合の本来職種と従来職種との単価差額に相当する費用

五 仮設物等損料

工事を中止したために発生する以下の項目の費用

・中止期間中に工事現場を維持するために存置することが必要な主要仮設物損料

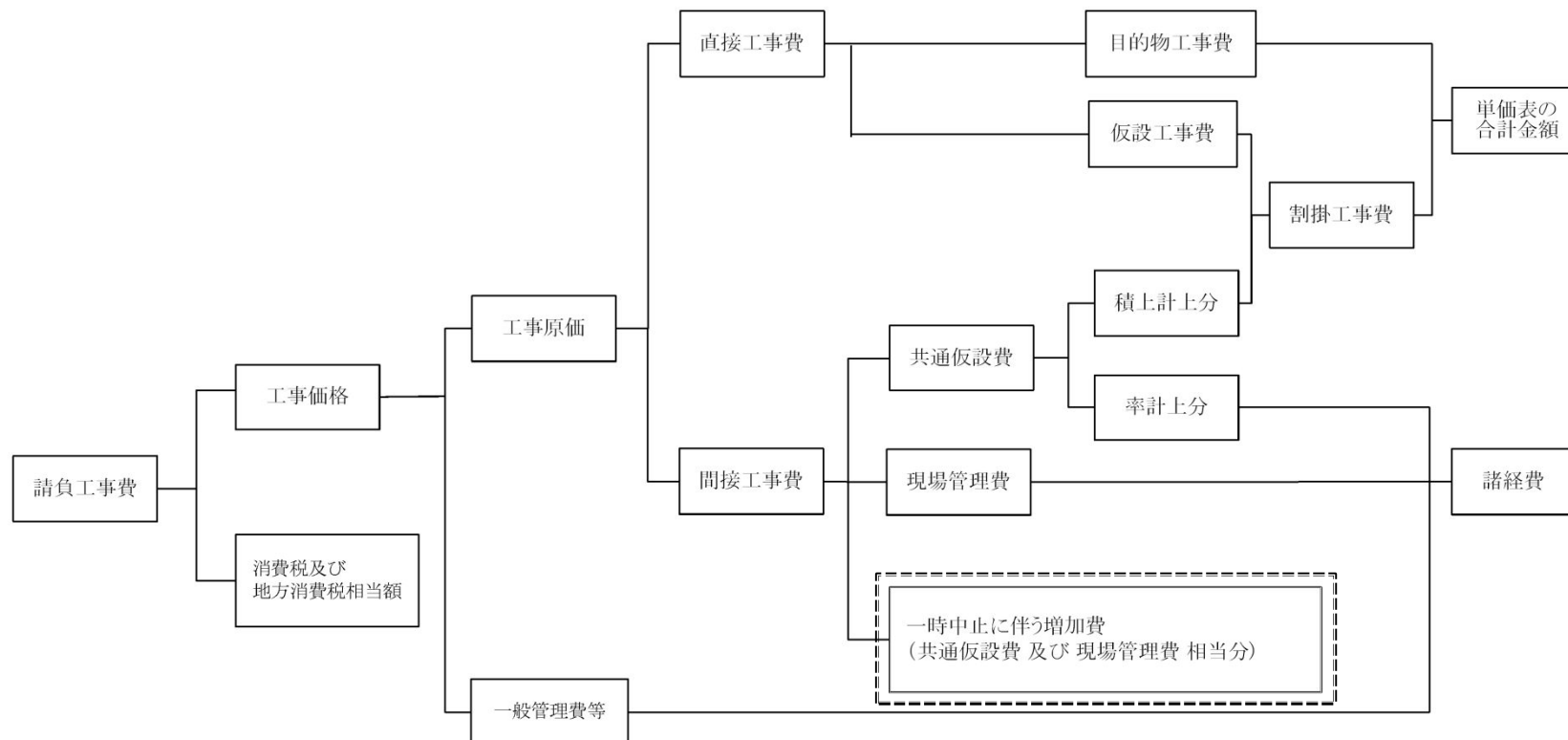
→支保工等

8. 増加費用の考え方

NEXCO

■請負工事費の構成（増加費用を考慮した場合）

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理等の対象とする。



※ 工事一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

8. 増加費用の考え方



■受注者提出見積額に対する発注者による審査

- ◇発注者の負担額の算定に当たっては、受注者が増加費用として実績を基に提出した見積額を審査した結果、妥当性が認められるもののみが対象となる。したがって、基本計画書に記載された内容のすべてが、計上対象となるわけではない。
- ◇受注者は協議に際して、工事一時中止の内容が分かる工程表・図面等、受注者として増加費用を算定した見積書とともに、その説明資料及び根拠（明細書）を提出しなければならない。
- ◇発注者が負担する増加費用の対象期間は、以下のとおりとする。
 - ・全体一時中止の場合は、一時中止した期間を基本とする。
 - ・一部一時中止の場合は、工期延期した期間を基本とする。ただし、工事一時中止以外の要因も含めた工期延期の場合は、工事一時中止の要因による工期延期期間のみを対象とする。

■増加費用の算定

- ◇負担額の算定については、図－２のフローに基づき以下の計算式によるものとする。

増加費用算定における発注者負担額

$$= \text{受注者提出の見積額〔発注者による審査済みの金額〕} \\ - \{ (\text{最終・共通仮設費}^{[*]} - \text{当初・共通仮設費}^{[*]}) * \alpha + (\text{最終・現場管理費}^{[*]} - \text{当初・現場管理費}^{[*]}) * \beta \}$$

α 、 β ：工種毎において、右表に定める係数

[*]：すべて発注者積算による額

間接工事費率 適用工種 区分 係数	【ケース①】	【ケース②】					
	全工種	一般土工	橋梁下部工	鉄骨橋梁	PC橋梁	トンネル	舗装
α	0.00	0.15	0.19	0.31	0.28	0.31	0.10
β	0.00	0.60	0.56	0.55	0.68	0.58	0.55

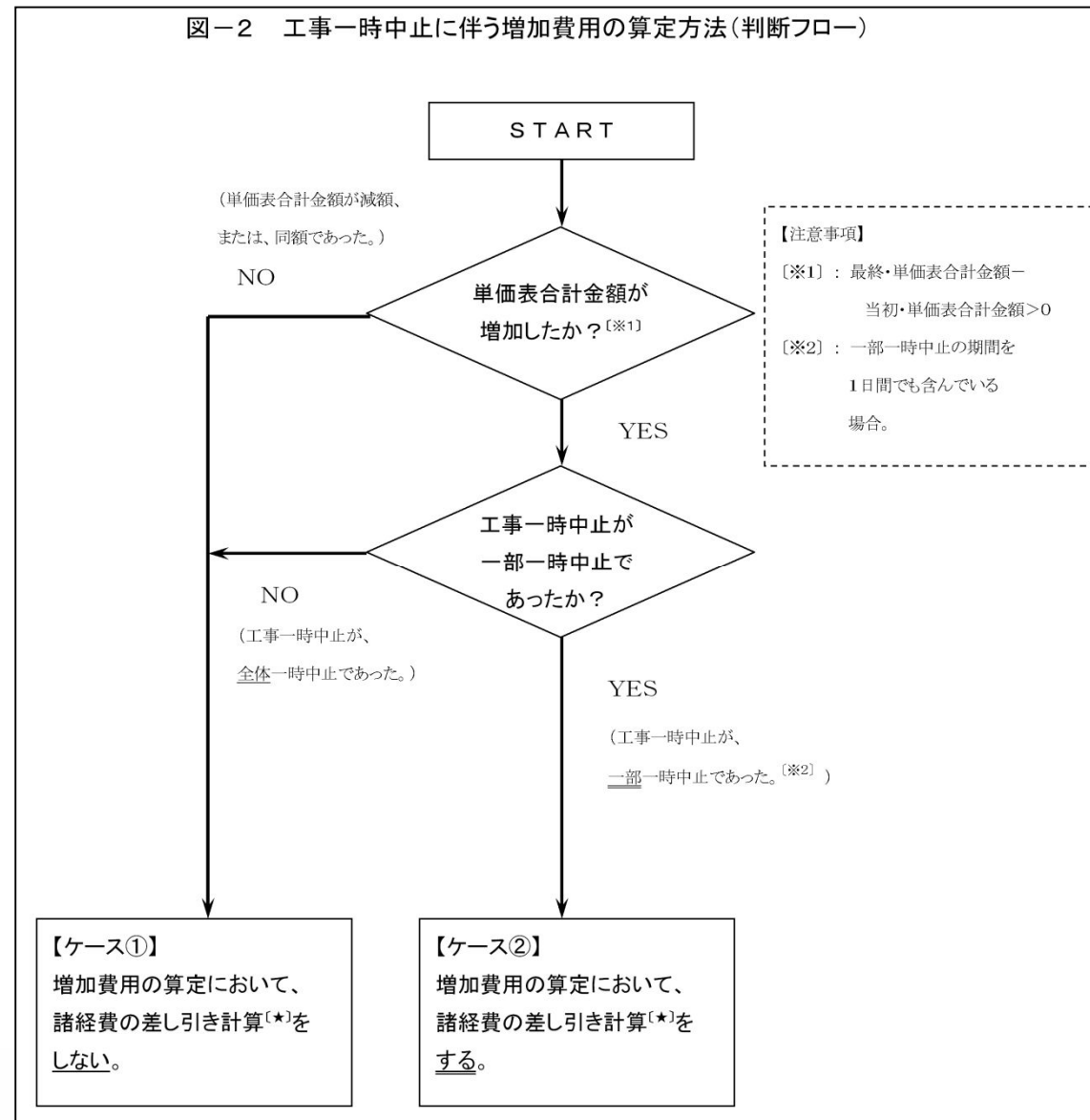


8. 増加費用の考え方



図－２

図－２ 工事一時中止に伴う増加費用の算定方法(判断フロー)



9. 参考資料

NEXCO

■工事請負契約書

第20条（工事の中止）

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、また、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は発注者が受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

9. 参考資料

NEXCO

■工事請負契約書

第21条（受注者の請求による工期の延長）

1. 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

9. 参考資料

NEXCO

■工事請負契約書

第16条（工事用地の確保等）

1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
2. 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

9. 参考資料

NEXCO

■工事請負契約書

第18条（条件変更等）

1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
2. 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

9. 参考資料

NEXCO

■工事請負契約書

第48条（受注者の解除権）

1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
2. 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第48条の2

1. 受注者は、前条の第1項の規定によるほか、発注者が第26条の3第3項に該当するときは、発注者に対して催告することなく、この契約を解除することができる。
2. 前条第2項の規定は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合に準用するものとする。
3. 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、発注者に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任を負わないものとする。

10. 様式集



様式-1

年 月 日

受注者 殿

監督員 印

工事一時中止指示書

(工事名) _____

標記について、下記のとおり工事の一時中止を指示します。

記

1. 工事の一時中止区間（箇所）等
2. 工事内容
3. 工事の一時中止期間
4. 工事の一時中止理由
5. その他
(中止期間中の現場の保全等必要事項を記載する。)

上記、工事一時中止指示書を受領しました。

(年 月 日) 平成 年 月 日

(受注者名)
現場代理人 印

9

(土木工事共通仕様書 様式第10-1号)

平成 年 月 日

監督員 _____ 殿

受注者
現場代理人 印

工事一時中止同意書

工事名) _____

平成 年 月 日付け 号で協議のありました工事一時中止につ
いては同意致します。

以 上

10. 様式集



様式-4

番
年 月 日

支 社 長 殿

事 務 所 長

工事一時中止の解除について(報告)

(工事名)

標記について、別添のとおり工事の一時中止を解除したので、報告します。

記

添付書類

1. 工事の一時中止解除指示書 (写し)

12

(土木工事共通仕様書 様式第10-1号)

平成 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

工事一時中止解除同意書

(工事名)

平成 年 月 日付け 号で協議のありました工事一時中止解除
については同意致します。

以 上

10. 様式集



様式-5

年 月 日

監督員 殿

受注者 印

工事一時中止に伴う工事現場の保全・安全に

関する基本計画書の提出について

(工事名)

年 月 日付けで、工事一時中止指示書により通知があった標記工事について基本計画を
定めたので提出します。

記

添付書類

1. 基本計画書（別紙）

13

(記載例-1)

基本計画書

(工事名)

○年 ○月 ○日

受注者名

14

10. 様式集



(記載例-2)

【 目 次 】

1. 中止時点における内容
 - (1) 中止する工事（工種）の出来形
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労働者数
 - (4) 搬入済みの材料
 - (5) 搬入済みの建設機械器具等
2. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。
 - (1) 職員の体制、労働者数（必要な場合のみ）
 - (2) 現場点検の実施方法
 - (3) 天災等緊急時の対応
 - (4) 中止期間中の実施作業
 - 現地調査、試掘の立会、施工計画書の作成、各種対外協議書の作成、
地元設計協議への立会（同席）、各種対外調整会議への出席、
等、必要な業務内容を記載する。
 - (5) 中止期間中に現場に存置が必要な建設機械器具・施設
 - (6) 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、及びその目的
4. 中止した工事現場の管理責任に関すること。